

★請願第11号 町議会常任委員会の傍聴を許可することを求める請願

常任委員会の傍聴を速やかに許可することを求める

★請願第13号 常任委員会を傍聴可能な部屋で開催することを求める請願

委員会の傍聴は委員会開催室の狭隘・・・せまくるしいことを理由にずっと不許可とされてきたので傍聴可能な大きさの部屋で開催することを求める。

日程をずらす、ほかの大きな部屋を利用するなどの対策を考えていただきたい・・・という請願です。

わたしがこの請願に賛成する主に4つの理由。

- 1) 常任委員会の傍聴は基本的に、認められているということです。
本会議を傍聴できるのは、みなさんご存知の通りです。その本会議に上程された議案のほとんどは、各常任委員会に付託され、審議されています。つまり本来、本会議で審議されるべき議案が、各常任委員会に付託されているわけで、だからこそ町議会委員会条例の第17条に「委員会は、議員のほか、委員長の許可を得たものが傍聴することができる」と、その傍聴については、他の委員会の議員にも、そして町民にも認められているということです。
- 2) 傍聴が認められている常任委員会は、開催する部屋が狭いということで、傍聴が許可されていませんが、議会は今日に至るまで、いまだになんの対策も実行していない、このことごとに、問題があります。
傍聴の許可を町民が求め続けて、いかに多くの時間がたっているか。議会はその間、なんらかの対策を実行しなければならないのに、何も実行していません。いつまで、部屋が狭いからと傍聴を拒否し続けるのですか。
- 3) 町民は代弁者である議員が何をいっているのかを知る権利がありますし、議員はそれを町民に知らせる義務があります。町民に傍聴されれば、意見がいえぬ、会議ができないという議員や、あるいはそばに傍聴人がいると気が散るということを理由に傍聴を拒否する議員の意見がありますが、このような理由で傍聴を拒否するということについては、町民は納得できるものではありません。
- 4) 議会とはだれのためにあるのかという、基本的な問題についてです。議会は町民のためにあります。
議会は町民の代弁者である議員によって構成されています。その会議を町民に傍聴させないということはどういうことか。結果的に、町民の目から議会を隠そうとしているということになるのではありませんか。常任委員会の傍聴ができないという現状のままでは、どんな理由があるにせよ開かれた議会とは決していえません。議会は町民の目にさらされるものであり、これが基本だと思います。

以上4つの理由から請願第11号と13号に賛成するものです。

★請願第14号 第四次津幡町総合計画を推進するために津幡町舟橋地区場外舟券売り場設置計画の白紙撤回を求める請願

人を活かし、心がやすらぐまちを実現するために場外舟券売り場はいらない。

(津幡町の高等教育機関である石川工業高等専門学校においても、) 20歳以上であれば、たとえ学生であっても舟券を購入できる場外舟券売り場は脅威であり、安心して勉学に励む環境を提供しない。津幡町が公営ギャンブルの町になるということを見直すよう求めている請願です。

この9月定例会で、場外舟券売り場設置計画に関して、わたしも一般質問をいたしました。町の答弁には、残念ながら納得できませんでした。

町民のなかには、しほりがあるから、大きな声ではいえないが、ボートピアは問題だという方々の声を耳にします。町民がボートピアについての考えを、明らかにしづらいう空気が、ずっと以前からあったということがいえると思います。

しかしそのようななかにあっても、ボートピア設置に関する問題は、町長が容認されてからも、毎回定例会に白紙撤回など、請願があがっています。そのすべては不採択となつてはいるけれども、それでも、なお、白紙撤回を求める町民がいるという事実を議会は直視するべきではないでしょうか。

ボートピアをいらないと思っている町民は、少数派であると考えの方がいらっしゃるなら、それは間違っています。この町にボートピアはいらないと思う町民が大勢いるなかで、実際に舟橋地区に本当にボートピアができてしまったとき、そのとき町民は町や議会に対し、どう思うでしょうか。

議会が反対しないことが、ボートピア設置への3要件となっています。いま、議会が反対すれば、ボートピアは建ちません。

ボートピアに反対ではないけれど、賛成でもないというのなら、それは、ボートピア設置への3要件を満たすということになるのです。だから、ボートピアに反対ではないということは、ボートピア賛成に加担していることになり、このことをよくよく考えていただきたい。

ボートピア設置計画を白紙撤回する請願を、この議会で採択されることを望みます。